

会員各位

白葉会事務局

総 会 報 告

令和 2 年 6 月 21 日（日）、下野市石橋の“魚いち”で瀬端徹校長先生、PTA 会長の吉田聡様を来賓お迎えして、第 33 回定期総会を開催する予定でしたが、新型コロナウイルス感染問題を踏まえ、今年度は総会を開催しないことと致しました。

事業報告及び計画、収支決算及び予算、役員改選につきましては原案通り役員会（郵送）で承認され、会員の皆様にご案内させて頂きました。

1. 令和元年度事業報告

（令和元年 6 月 1 日から令和 2 年 5 月 31 日）

実 施 日	事 業 内 容	場 所	参加者
令和 元年 6 月 22 日（土）	第 32 回定期総会	魚いち（下野市石橋）	18 名
令和 元年 9 月 8 日（日）	研修会	福島県方面	20 名
令和 元年 11 月 2 日（土）	PTA 球技大会参加	石高校庭グラウンドゴルフ	20 名
令和 2 年 5 月 23 日（土）	役員会（開催せず郵送にて）	下野市石橋公民館（閉鎖中）	0 名

2. 令和 2 年度事業計画

（令和 2 年 6 月 1 日から令和 3 年 5 月 31 日）

実 施 日	事 業 内 容	場 所
令和 2 年 6 月 21 日（日）	第 33 回定期総会（今年度の開催休止）	魚いち（下野市石橋）（開催せず）
令和 2 年 9 月 6 日（日）	研修会（今年度の開催休止）	埼玉県方面（開催せず）
令和 2 年 11 月 3 日（火）	PTA 球技大会参加（PTA の開催判断による）	石高校庭グラウンドゴルフ（判断待ち）
令和 3 年 5 月 22 日（土）	役員会	下野市石橋公民館

① 研修会

昨年度の研修会は 9 月 8 日（日）に福島県方面へ出向き、景勝地や歴史的建造物等を巡り知識を深めるとともに震災被災地を応援して参りました。本年度は埼玉県方面を提案予定でしたが、今年度の研修会は開催しないことになりました。

② PTA 球技大会参加

昨年度は例年通り 11 月 2 日（土）の PTA 球技大会（グラウンドゴルフ）に参加させて頂きました。とても楽しく有意義な時間を過ごすことができました。強すぎる白葉会には少し反省しています。

今年度も開催されるようでしたら、是非多くの未経験の会員各位にご参加頂ければと思います。

当日は、石高校庭に 8 時 30 分にお集まり下さい。参加自由です、多くの方の参加をお待ちします。

3. 役員改選

小野友次会長が続投して昨年度役員も全員再選されました。加えて、前 PTA 会長の中山晴江さんが副会長として役員となられ、がんばります！と力強いメッセージを頂きました、有難うございます。

① 令和 2 年度白葉会役員

年 度	令和 2 年度	令和 元年度	平成 30 年度
役 職 名	氏 名	氏 名	氏 名
会 長	小野 友次	小野 友次	小野 友次
副会長	大手 正憲	大手 正憲	大手 正憲
	永山 伸一	永山 伸一	永山 伸一
	濱野 岳仁	濱野 岳仁	濱野 岳仁
	山本 郁夫	山本 郁夫	山本 郁夫
	荻野 治子	荻野 治子	荻野 治子
	本橋 成美	本橋 成美	本橋 成美
	江田 聡	江田 聡	
	中山 晴江		
幹 事	村尾 捷利	村尾 捷利	村尾 捷利
	海老原 孝代	海老原 孝代	海老原 孝代
	石田 節男	石田 節男	石田 節男
	高山 利夫	高山 利夫	高山 利夫
	上野 知	上野 知	上野 知
	小島 福次	小島 福次	小島 福次
	稲田 由紀子	稲田 由紀子	稲田 由紀子
庶務会計	中野 一子	中野 一子	中野 一子
	武石 美穂	武石 美穂	武石 美穂
監 査	左巻 健次	左巻 健次	左巻 健次
	高間 房子	高間 房子	高間 房子
顧 問	平山 一範	平山 一範	平山 一範
	大木 悟	大木 悟	大木 悟

4. 白葉会 会員数

会員数 77 名 (6 月 21 日現在)

白 葉 会 会 則

- 1 条 本会は「白葉会」と称し、事務所を栃木県立石橋高等学校内（下野市石橋 845 番地）に置く。
- 2 条 本会は会員相互の親睦を深め、本校及び本校 PTA の発展に協力することを目的とする。
- 3 条 本会は栃木県立石橋高等学校 PTA 役員・理事経験者及び本会の目的に賛同する者をもって組織する。
- 4 条 本会は第 2 条の目的を達成するために次の事業を行う。
 1. 会員の親睦を深めるための事業。
 2. 本校及び本校 PTA の発展に協力する。
 3. その他の事業。
- 5 条 本会は下記の役員を置き、任期は 1 年とする。ただし再選を妨げない。
 1. 会 長 1 名
 2. 副 会 長 若干名
 3. 幹 事 若干名
 4. 庶務会計 若干名
 5. 会計監査 若干名
- 6 条 本会は役員の推薦により顧問及び相談役を置くことができる。
- 7 条 本会の役員は総会において選出する。
- 8 条 本会に総会。役員会を置き、会長が招集する。総会は年 1 回（原則として毎年 6 月第 3 日曜日）定期的に開催し、必要あれば臨時に開催することができる。役員会は 必要に応じて開催する。
- 9 条 本会の経費は寄付金及びその他の収入をもってあてる。
- 10 条 本会の会計年度は 6 月 1 日に始まり、翌年 5 月 31 日に終わる。
- 11 条 本会で 3 年間 1 回も本部と連絡をとらなかった者は会員の資格を失う。
- 12 条 本会の会則は総会の決議によって改正することができる。
- 13 条 本会則は昭和 63 年 9 月 4 日より実施する。

改正履歴

(平成 3 年 7 月 7 日改正)
(平成 8 年 7 月 7 日改正)
(平成 9 年 6 月 28 日改正)
(平成 10 年 6 月 28 日改正)
(平成 11 年 6 月 27 日改正)
(平成 12 年 6 月 18 日改正)
(平成 22 年 6 月 20 日改正)
(平成 24 年 6 月 24 日改正)
(平成 26 年 6 月 29 日改正)